

札幌市地域防災計画

地震災害対策編

札幌市防災会議

平成26年3月修正

目次

第1章 総則

第1節	計画の目的と柱	2
第2節	計画の体系と構成	4
第3節	市、防災関係機関及び市民等の役割	8
第4節	市域の災害環境	16
第5節	地震被害の想定	21

第2章 災害予防計画

第1節	災害予防対策の基本方針	50
第2節	災害に強い組織・ひとづくり	52
第3節	災害に強い地域づくり	56
第4節	災害に強い都市づくり	61
第5節	公共施設等の災害対策	70
第6節	ライフラインの災害対策	79
第7節	災害情報収集・伝達システムの強化	91
第8節	消防体制の強化	100
第9節	医療・衛生・環境の体制づくり	105
第10節	被災者支援の体制づくり	112

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策の基本方針	122
第2節	災害対策本部	125
第3節	災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴	128
第4節	応援派遣要請	140
第5節	消防活動	148
第6節	応急医療・救護	151
第7節	避難	156
第8節	交通対策・緊急輸送	161
第9節	生活救援	164
第10節	建物の応急対策	169
第11節	公共施設の応急対策	173
第12節	ライフラインの応急対策	176
第13節	遺体の処理・埋葬	185
第14節	防疫・清掃・環境対策	188
第15節	要配慮者対策	194
第16節	応急教育対策	198
第17節	ボランティア活動	200
第18節	災害救助法の適用	203

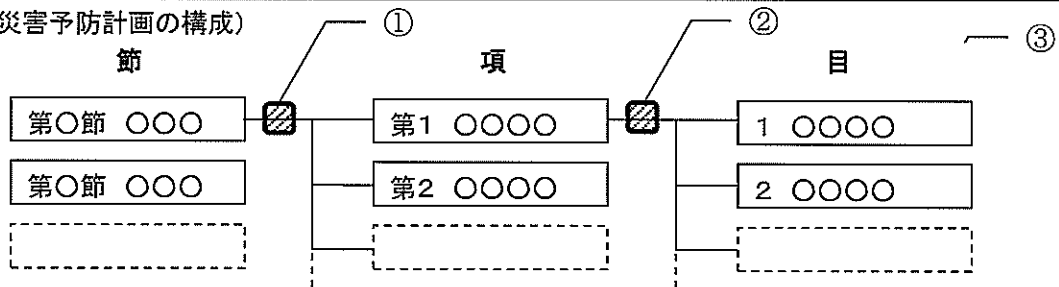
第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興対策の基本方針	208
第2節	市民生活安定への支援	209
第3節	経済の復旧支援	213
第4節	災害復旧事業の推進	214
第5節	都市復興計画	218

凡例

第2章 災害予防計画

(災害予防計画の構成)



①〔施策の体系〕

- ・節に含まれる予防対策(項・目)及び所管課等を一覧で整理したもの。関係機関・団体は、対策の実施に関連する団体等を記載している。

②◇課題及び方針

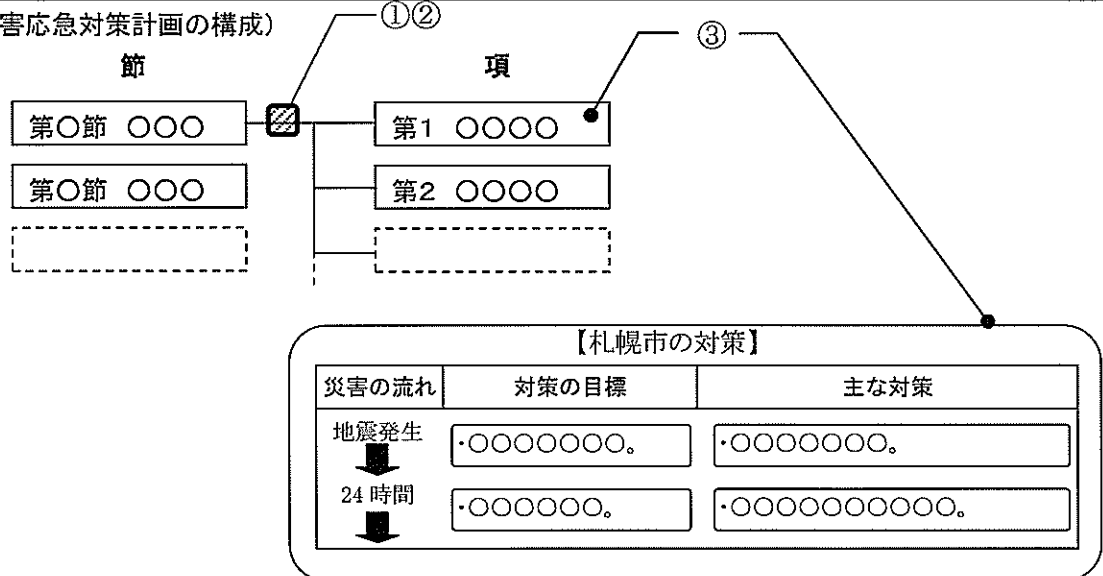
- ・項に含まれる予防対策(目)が、前提とする課題や対策の基本方針を整理したもの。

③◇対策の現況及び計画

- ・対策(目)の対策と所管課等を示している。
- ・右欄は対策を示し、無印は「対策の現況」を示し、◆印は「今後取り組む対策」を示している。

第3章 災害応急対策計画

(災害応急対策計画の構成)



①この節の対策を担当する機関

- ・節に含まれる応急対策(項)及び主管部等を一覧で整理したもの。関係機関・団体は、対策の実施に関連する団体等を記載している。

②この節の対策で想定される事態と課題

- ・節に含まれる応急対策(項)が、前提とする被害や被害に関連して生じる課題を想定し整理したもの。

③札幌市の対策

- ・時間経過に併せて行う対策を整理したもの。なお、「災害の流れ」に示す時間等は、主な対策を行う目安であり、対策を行う時期や順番は、想定した被害と実被害の差によって変わる場合がある。

第 1 章 総則

第1節 計画の目的と柱

第1 計画の目的

札幌市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、札幌市における災害に対する業務及び今後の方向性を札幌市防災会議が策定したものである。

本計画の目的を次のように定める。

市民の生命、財産を守るため、災害に強いまちづくりを進め、
大災害にも対応する防災体制の確立をめざす。

第2 計画の柱

計画の目的を達成するため、本計画では次の3つを計画の柱に掲げて、必要な施策を推進していく。

1 より実践的な防災体制の確立に向けた取組

日ごろから、想定される被害に即座に対応できるような防災体制の整備を進めるとともに、災害発生時においては、迅速な人命の救助や被災者のニーズを踏まえた避難生活環境の整備を進めるなど、被災状況に応じた柔軟な対応ができるよう、実践的な防災体制の強化を図る。

2 防災協働社会を目指した取組の充実

阪神・淡路大震災など過去の大規模な自然災害では、被害の大きさから、行政や防災関係機関による救助や支援が間に合わず、多くの命が家族や近隣住民などによって救われたことから、地域における助け合いが大切であることが教訓として指摘されている。

こうした震災の教訓を踏まえて、行政が行う防災対策はもとより、市民一人ひとり、家族、企業、町内会などの身近な地域団体などが自主的に被害の軽減に向けた取組を進めるとともに、防災のために連携・協力して地域の防災力を高める取組が、日ごろからなされている「防災協働社会」の構築を図る。

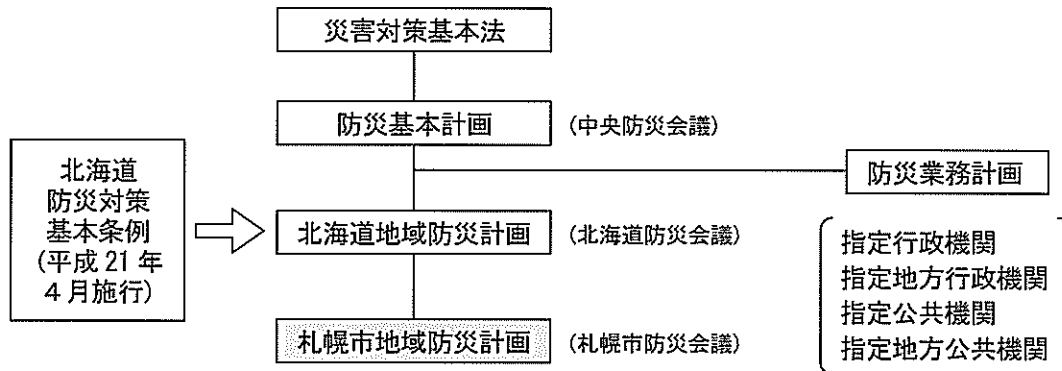
3 積雪寒冷など札幌の地域特性を踏まえた対策の充実

積雪寒冷地であること、道都として交通・情報・経済等の中心都市であること、大都市として集客施設、生活関連施設が集中していること、文化や観光の拠点としての機能が集中し、学生・留学生・観光客が多いことなど、本市の地域特性を踏まえた対策の充実を図る。

第3 計画の位置付け

札幌市地域防災計画は、「災害対策基本法」のほか、国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関・指定公共機関等）と密接な整合性・関連性を有している。

また、災害に強い地域社会の実現に資するよう道民等及び道との協働による防災対策を総合的に推進することを定めた「北海道防災対策基本条例」についても、その考え方を計画内容に反映させている。



第4 計画の修正

札幌市地域防災計画は、実践的な防災対策を機能させることが重要である。

しかしながら、国の指針や災害環境の変化、実際の業務における運用や訓練等を行うことにより、計画の内容が実態と合わなくなり、見直しの必要性が生ずることも考えられる。

このことから、本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年点検を行い、必要に応じて修正を加えることとする。

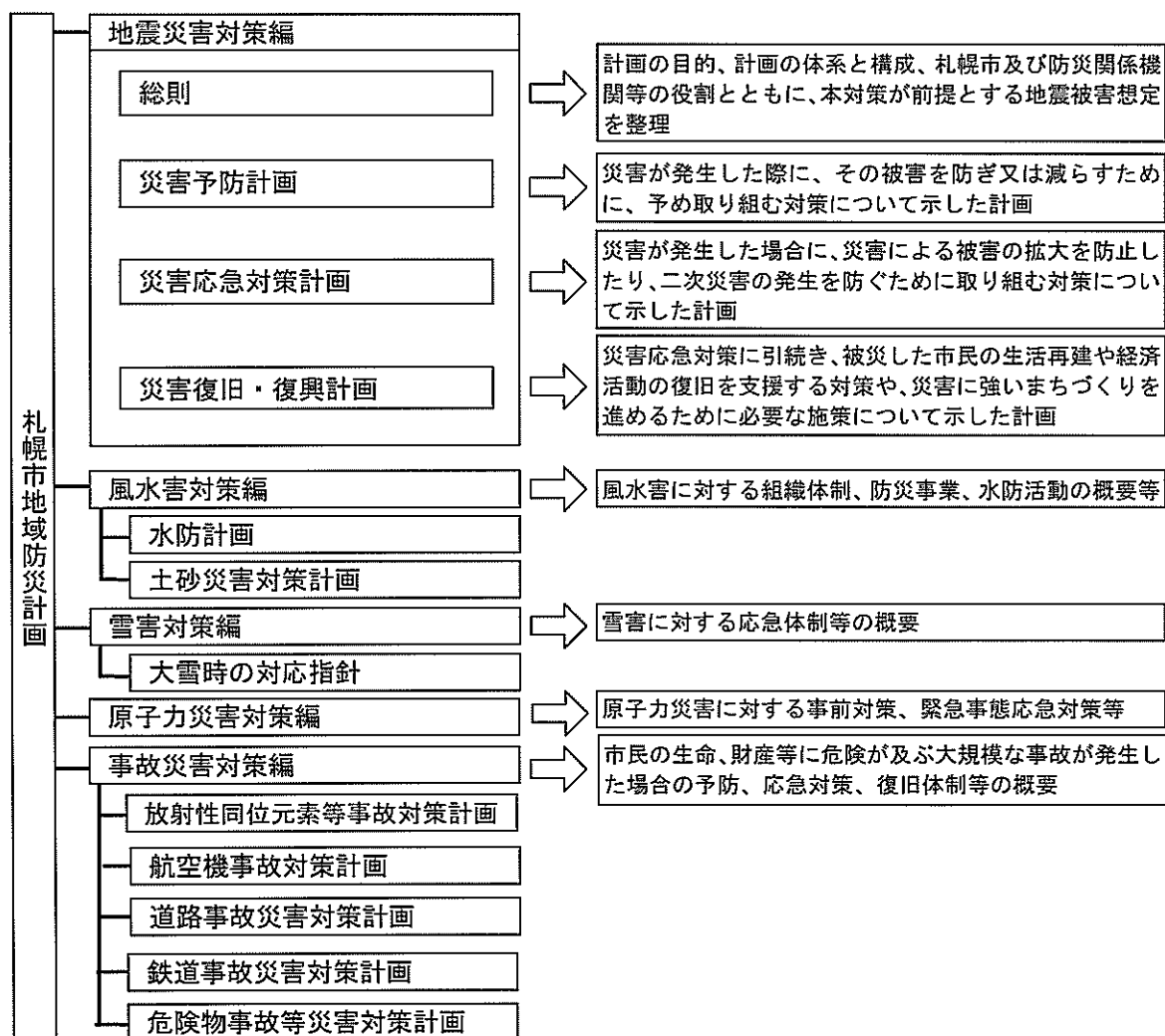
第2節 計画の体系と構成

第1 計画の体系と概要

札幌市地域防災計画は、被害が市域の広範囲にわたり発生し、全市をあげた防災体制が必要な地震災害に対応する「地震災害対策編」を、災害対策における基本的な性格を有するものとして計画の中心に据えている。局地的自然災害であり、事前の警戒や準備行動が可能である「風水害対策編」「雪害対策編」や、多数の市民の生命・財産に危険が及ぶ大規模事故に対応する「原子力災害対策編」「事故災害対策編」は、「地震災害対策編」に準じた構成としている。

「地震災害対策編」は、行うべき対策について「予防」、「応急」及び「復旧・復興」の時系列に配し、札幌市、防災関係機関が実施する対策とともに、市民や自主防災組織など地域で取り組む防災活動について基本的な方針を示している。

【札幌市地域防災計画の体系と概要】

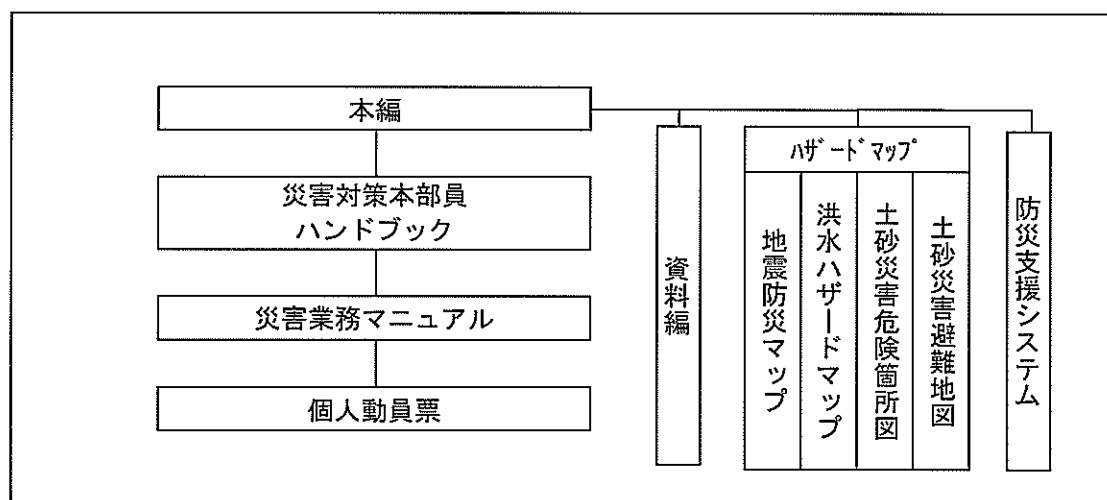


第2 計画の構成

札幌市地域防災計画は、計画書の機能と使用者及び使用目的によって、体系を整理し、各使用レベルに対応するよう分冊化してある。

地域防災計画本編(本書)は、札幌市の防災計画の全体像や業務の流れがわかりやすいように基本的事項をまとめたものである。

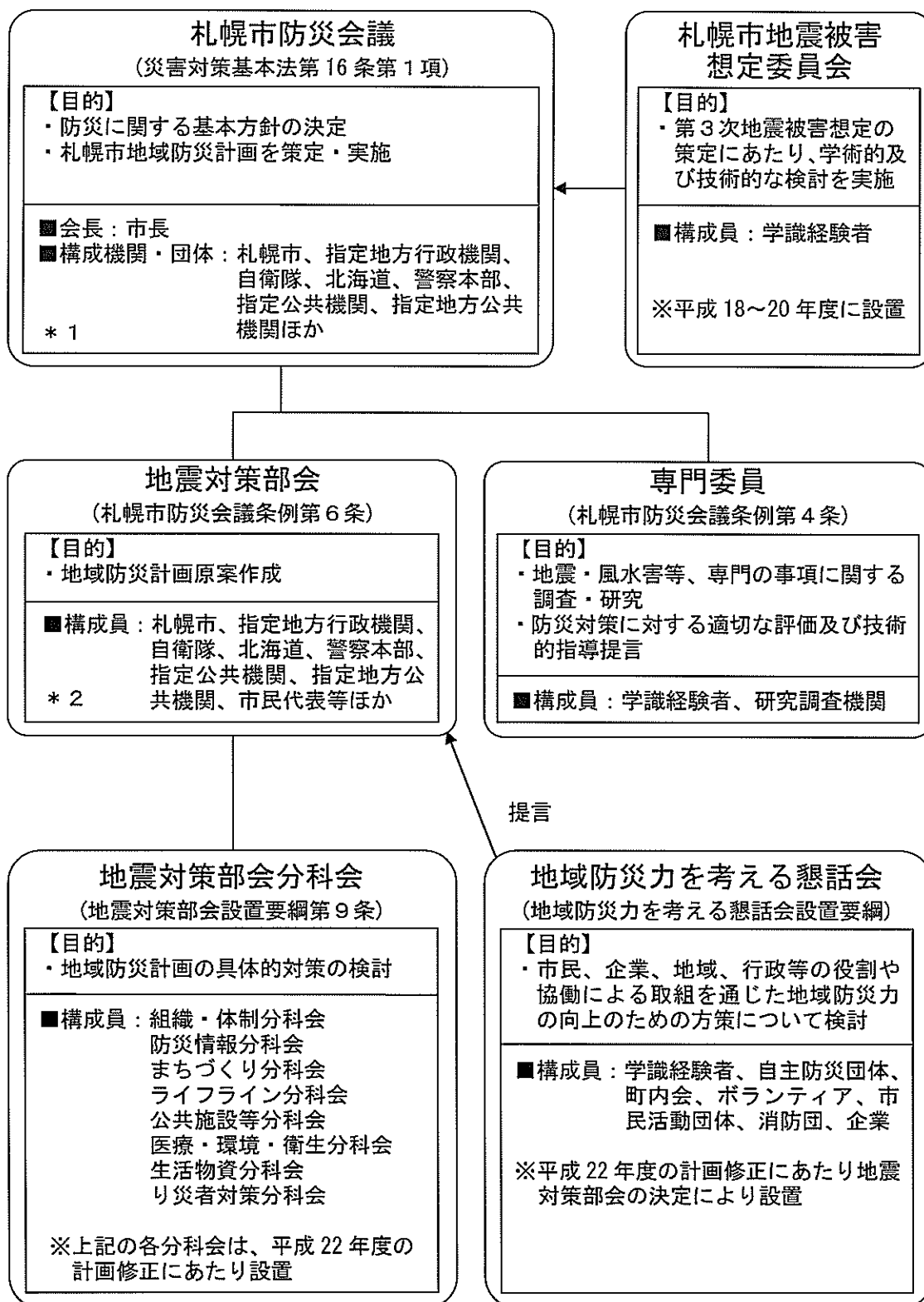
【地域防災計画の構成図】



種類	内容	対象者
本編	札幌市の防災に関する取組や災害発生時の対応をわかりやすく記載したもの	市・防災関係機関の職員、市民、自主防災組織、企業、ボランティアなど
資料編	本編に関連した各種資料を分類して記載したもの	市・防災関係機関の職員、市民、自主防災組織、企業、ボランティアなど
災害シナリオ	想定される災害により、時間経過とともに生じる被害や市民生活への影響を整理したもの	
災害対策本部員ハンドブック	災害対策本部の設置、運営をするための事項をまとめたもの	本部員、本部関係職員
災害業務マニュアル	地域防災計画に基づく災害業務について具体的な動員体制・活動など職員の活動指針をまとめたもの	市職員
職員動員票	職員の参集場所を指定し、必要最小限の注意事項をカード化したもの	市職員
ハザードマップ	想定される災害の種類ごとに災害の範囲や程度を示し、地域における日ごろからの防災対策に役立ててもらうために作成したもの	市民、自主防災組織、町内会、企業
防災支援システム	地震被害を最小化するため、地震観測、早期被害予測による迅速な初動体制の確立及び災害対策本部運営支援等による円滑な災害対策の実施が可能となる機能を有するシステム	市職員

第3 札幌市の防災組織

札幌市では、地域防災計画の作成及びその実施のため、次のような組織を置いている。



*** 1 (札幌市防災会議)の構成機関・団体**

- 札幌市
市長、副市長、危機管理対策室長、市長政策室長、総務局長、教育長、区長(代表)、消防長、消防団長
- 指定地方行政機関
北海道開発局、北海道財務局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道経済産業局、北海道運輸局札幌運輸支局、東京航空局丘珠空港事務所、札幌管区气象台、北海道総合通信局、札幌中央労働基準監督署
- 自衛隊
陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊
- 北海道
北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局
- 警察
北海道警察本部
- 指定公共機関
北海道旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社北海道支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社、KDDI株式会社北海道総支社、日本郵便株式会社北海道支社、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、日本通運株式会社札幌支店、北海道電力株式会社札幌支店
- 指定地方公共機関
北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社STVラジオ、北海道ガス株式会社、一般社団法人北海道エルピーガス協会、一般社団法人札幌市医師会、一般社団法人札幌歯科医師会、公益社団法人北海道看護協会、一般社団法人札幌地区トラック協会、一般社団法人北海道警備業協会、一般社団法人札幌薬剤師会、公益社団法人北海道獣医師会石狩支部
- 市長が防災上必要と認める者
札幌地区バス協会、札幌市女性団体連絡協議会、一般社団法人札幌市消費者協会、札幌商工会議所

*** 2 (地震対策部会)の構成機関・団体**

- 札幌市
危機管理対策室担当副市長、危機管理対策室長、市長政策室長、総務局長、教育長、区長(代表)、消防長、消防団長(代表)、以下市民代表等～市民まちづくり局長、財政局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、観光文化局長、建設局長、都市局長、交通局長、水道局長、病院局長
- 指定地方行政機関
北海道開発局、札幌管区气象台
- 自衛隊
陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊
- 北海道
北海道石狩振興局
- 警察
北海道警察本部
- 指定公共機関
東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、北海道電力株式会社札幌支店
- 指定地方公共機関
北海道ガス株式会社、一般社団法人札幌市医師会、公益社団法人北海道看護協会
- 市長が防災上必要と認める者
札幌市女性団体連絡協議会、一般社団法人札幌消費者協会、札幌商工会議所
- 市民代表等
一般社団法人札幌青年会議所、札幌中央区連合町内会連絡協議会、札幌防火委員会連合会、札幌市ボランティア連絡協議会

第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割

第1 防災協働社会の必要性

1 防災協働社会のあり方

過去の大規模な自然災害では、発災直後に行政による個別救助が対応できず、家族や近隣住民など地域社会による「共助」が極めて重要であることが指摘されてきた。

こうした背景にあって、災害から命の安全・安心を確保するためには、行政による防災対策はもとより、住民一人ひとりや家族・世帯、身近な地域団体等が個々の自覚に根ざした取組を進めることが大切である。さらにこれらの団体等が連携し、被害の軽減に向けた防災活動を行い、地域防災力を高める取組が日ごろからなされている「防災協働社会」の構築が不可欠である。

この「防災協働社会」は、道路や河川整備、崖くずれ対策、建物や公共施設の耐震化など、災害による被害を増大させる要因をできる限り排除する取組を進めるとともに、様々な団体等が日ごろから災害に対する認識を高め、それぞれが防災活動を行うなど、災害による被害の軽減を図る取組が進められている社会である。

これらの取組を進めるにあたっては、地域社会ごとの特性を踏まえ、災害に対する「もろさ」を正しく認識し、それを克服するための予防策に取り組むとともに、応急・復旧体制などの仕組みづくりを行っていく必要がある。この取組は、防犯や交通安全など、地域において日ごろから取り組む「安全・安心なまちづくり」の活動とつながっていることが大切である。

2 防災協働社会の構築に向けた基本的な方向性

防災協働社会を構築するためには、住民一人ひとりや家族・世帯はもちろんのこと、隣近所や町内会などの「顔の見える」規模の地域コミュニティが防災活動に積極的に取り組むことが必要である。このような地域コミュニティを、この節では「防災協働コミュニティ」と呼ぶこととする。

この「防災協働コミュニティ」は、防災のために地域に新たな組織や体制をつくり出すことではない。地域の町内会などが日ごろから取り組む子育て・福祉・環境・防犯などの活動が、いざという時のための防災活動につながっているものとする。

この「防災協働コミュニティ」の形成にあたっては、以下の様な段階的な展開が大切である。

(1) 地域の実情に応じた防災活動の取組促進

「防災協働コミュニティ」のあり方は多様であり、それぞれの地域コミュニティの熟度に応じた着実な取組が大事である。また災害の要因や災害に対するもろさは、それぞれの地域社会によって異なることから、地域の実情に応じた防災活動の取組を進めることが必要である。

(2) 主体的・持続的な地域防災活動の連携・強化

「防災協働コミュニティ」の主体的・持続的な活動展開は、行政はもとより、連合町内会など、より広域の組織や学校・企業・ボランティア・NPOなど様々な地域団体と連携し、防災力の補完や強化を展開していくことが大切である。

(3) 優れた地域の取組を広げ、市全体の防災力の向上

「防災協働コミュニティ」の形成には、息の長い取組が必要である。優れた地域の活動の取組を手がかりにしつつ、地域の実情に生かしていく柔軟な取組姿勢が必要である。

こうした「防災協働コミュニティ」が札幌市全体に数多く形成され、それぞれの地域防災力を高めていくことで、札幌市全体の防災力が高まり「防災協働社会」の構築につながることになる。

3 「防災協働コミュニティ」形成・展開のための取組の視点・推進方策

「防災協働コミュニティ」の形成・展開のため、その取組の視点と推進方策の例を、次のとおり提示する。

(1) 基本的な地域防災力の向上と活性化

- ・日ごろの地域活動を防災力につなぐ
- ・住民一人ひとりの防災の取組を積重ねる
- ・鍵となる地域の牽引役の育成と強化
- ・地域防災を担う広範な人材の発掘
- ・日ごろからの近隣地域の情報把握
- ・地域にある様々な団体等の連携した取組

(2) より広範な地域との連携における防災力の補完や強化

- ・種々の広範な人材や組織を活用できる体制づくり
- ・ボランティア等との連携体制づくり

(3) 地域における防災教育の推進

- ・学校、企業、町内会等による多面的な防災教育
- ・将来に向けた人材の育成

(4) 防災情報の収集・発信と共有

- ・地域での取組に関する情報収集・発信、防災知識と意識の向上、情報の共有

4 防災協働社会を支える「防災拠点」の確保

防災協働社会を支える団体等が、平常時に防災活動に取り組み、災害発生時に応急対策を円滑に行うためには、活動に必要な「人」や「情報」が集まり、資機材等の「物資」が備わった場所が必要である。また、災害が大規模・広範囲にわたる場合には、市外からの応援部隊の活動拠点や、救援物資等の受け入れ、保管、配送のための場所が必要となる。

そのため、地域の広がりに応じて、下記の機能を有する「防災拠点」を確保し、防災活動等を支えるとともに、災害発生時に効率的かつ効果的な活動ができる環境づくりを進める必要がある。

「防災拠点」の確保にあたっては、既存の施設やオープンスペースなどの社会基盤を活用することを原則とし、施設の状況等に応じて非常用電源など防災拠点として必要な機能の整備を進める。

【地域の広がりに応じた防災拠点の機能】

区分	防災拠点として必要な機能	活用が見込まれる社会基盤
地域	・一時避難場所、収容避難場所 ・自主防災組織等の活動拠点 ・防災資機材の保管機能 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の配布 ・生活情報等の収集・伝達	小・中学校、まちづくりセンター、地区センター、町内会館、街区公園・近隣公園 ほか
区	・区災害対策本部、応急救護センター ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の配分機能 ・広域避難場所 ・応援部隊の活動拠点 ・ボランティアの活動拠点 ・被害情報や対策情報の収集・伝達	区役所、消防署、保健センター、土木センター、区体育館・区民センター等、地区公園 ほか
市 広域	・市災害対策本部 ・応急対策の活動拠点 ・備蓄物資の保管機能 ・救援物資等の集配機能 ・応援部隊等の活動拠点 ・ボランティアの受け入れ機能 ・被害情報や対策情報の収集・伝達	本庁舎・消防局庁舎、保健所(WEST 19)、社会福祉総合センター、リンクエッジプラザ(備蓄倉庫)、総合公園・運動公園等、つどむ、札幌ドーム、丘珠空港・ヘリポート ほか

第2 市・防災関係機関の業務大綱（行政等の役割）

札幌市及び次に掲げる防災関係機関・団体は、法令、防災業務計画、応援協定等に基づき連携協力を図りながら、総力をもって災害対策にあたる。

札幌市	(1)札幌市防災会議に関すること (2)住民の自主防災組織の育成に関すること (3)地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (4)防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること (5)被害状況の調査、災害に関する情報の収集・伝達及び広報に関すること (6)公共施設の防災対策に関すること (7)応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (8)災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (9)消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること (10)避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること (11)被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (12)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること (13)その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること (14)災害時の交通及び輸送の確保に関すること (15)被災者に対する情報の伝達及びその他住民に対する広報に関すること (16)要配慮者の把握及び擁護に関すること (17)災害ボランティアの受け入れに関すること	
指定 地方 行政 機関	北海道開発局札幌 開発建設部	(1)所管する国道等の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧・復興に関すること (2)所管する河川等の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧・復興に関すること (3)所管する河川に係る水防警報の発令に関すること
	北海道財務局	(1)災害時における財政融資資金等の供給に関すること (2)災害時における国有財産の無償使用許可又は無償貸付に関すること (3)災害時における金融機関に対する預金引出し特例措置等の要請に関すること
	北海道農政事務所	(1)災害時における主要食糧の確保及び供給に関すること
	北海道森林管理局	(1)所轄国有林の治山による災害防止に関すること (2)所轄国有林に係る保安林、保安施設及び地すべり防止施設等の整備並びに災害復旧に関すること (3)所管国有林の火災対策に関すること (4)災害応急対策用木材の供給に関すること
	北海道経済産業局	(1)災害時における救援物資の円滑な供給と確保に関すること (2)危険物施設等の保安対策の実施並びに二次災害の防止等の指導に関すること (3)中小企業を含む被災事業者への支援に関すること
	北海道運輸局	(1)災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること (2)鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保の指導に関すること
	北海道運輸局札幌 運輸支局	(1)災害時における自動車運送事業者に対する応援要請に関すること
	東京航空局丘珠空 港事務所	(1)災害時における航空機輸送の連絡調整に関すること (2)空港及び航空保安施設の管理に関すること

総則 第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割

指定 地方 行政 機関 (続き)	札幌管区気象台	(1)地震の観測に関すること (2)気象及び地震の情報、警報等の発表並びに関係機関への通報に関すること (3)気象及び地震に関する観測成果等の収集並びに提供に関すること (4)地震による災害防止に係る知識の普及及び指導に関すること
	北海道総合通信局	(1)災害時における通信の確保に関する指導及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと (2)北海道地方非常通信協議会の運営に関すること
	札幌中央労働基準監督署	(1)事業場、工場等における災害の防止対策に関すること
自衛隊	陸上自衛隊第11旅団第18普通科連隊	(1)災害派遣要請に基づく救援の実施に関すること(自衛隊法に基づく自主派遣を含む)
北海道	石狩振興局、札幌建設管理部	(1)北海道防災会議の決定に基づく石狩振興局の防災対策に関すること (2)地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (3)防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること (4)災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること (5)防災に関する施設、設備の整備に関すること (6)防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること (7)災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (8)避難準備情報、避難勧告及び避難指示に関すること (9)被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (10)災害時における保健衛生及び文教対策に関すること (11)市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること (12)災害時の交通及び輸送の確保に関すること (13)災害時におけるボランティア活動に関すること (14)自衛隊の災害派遣要請に関すること (15)その他災害発生を防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること
	北海道警察本部	(1)被害状況等の把握に関すること (2)住民の避難誘導及び救出救助に関すること (3)危険箇所等の把握及び警戒に関すること (4)人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある場合の警告、避難の措置及び避難指示に関すること (5)行方不明者の捜索及び遺体の検視に関すること (6)緊急輸送道路の確保及び交通規制に関すること (7)被災地等における犯罪の予防、取締り等に関すること (8)危険物に対する保安対策に関すること (9)自治体等の防災関係機関が行う防災業務への協力に関すること
指定 公共 機関	北海道旅客鉄道株式会社	(1)鉄道施設の防災対策に関すること (2)災害時における鉄道輸送の確保に関すること (3)災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと
	東日本電信電話株式会社北海道支店	(1)通信設備等の防災対策に関すること (2)非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること (3)避難場所等における公衆電話の設置に関すること
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社	(1)移動通信設備等の防災対策に関すること (2)非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ携帯電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること (3)避難場所等における携帯電話の貸与等に関すること

指定公共機関 (続き)	KDDI株式会社 北海道総支社	(1) 通信設備及び移動通信設備等の防災対策に関すること (2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ携帯電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること (3) 避難場所等における携帯電話の貸与等に関すること
	日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること (2) 郵便の非常取扱いに関すること (3) 札幌市と締結した協定に基づく支援活動に関すること
	日本赤十字社北海道支部	(1) 災害時の医療救護活動に関すること (2) 防災ボランティアの登録、訓練及び被災者への支援の依頼に関すること (3) 血液製剤の確保・供給に関すること (4) 災害義援金に関すること (5) 救援物資の備蓄及び供給に関すること
	東日本高速道路株式会社北海道支社	(1) 所管する道路の維持管理及び復旧に関すること (2) 災害時の輸送路の確保に関すること
	日本放送協会札幌放送局	(1) 地震防災に係る知識の普及に関すること (2) 気象及び地震の情報、警報等の報道に関すること (3) 災害情報、被害状況等に関する報道を実施すること
	日本通運株式会社札幌支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること
	北海道電力株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること
指定地方公共機関	北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道、株式会社エフエム北海道、株式会社エフエム・ノースウェーブ、株式会社STVラジオ	(1) 地震防災に係る知識の普及に関すること (2) 気象及び地震の情報、警報等の報道に関すること (3) 災害情報、被害状況等に関する報道を実施すること
	北海道ガス株式会社、一般社団法人北海道エルピーガス協会	(1) ガス供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること
	一般社団法人札幌市医師会	(1) 災害時における救急医療の実施に関すること (2) 災害時における医療機関との連絡調整に関すること
	一般社団法人札幌歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療活動の実施に関すること (2) 災害時における歯科医療機関との連絡調整に関すること
	公益社団法人北海道看護協会	(1) 災害時における救急医療に関すること
	一般社団法人札幌地区トラック協会	(1) 災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
	一般社団法人北海道警備業協会	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備等に関すること
	一般社団法人札幌薬剤師会	(1) 災害時における薬剤及び医薬品の供給を行うこと
	公益社団法人北海道獣医師会石狩支部	(1) 災害時における飼養動物の対応を行うこと

総則 第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割

公共的 団体等	札幌地区バス協会	(1)災害時の公共交通機関の運行確保に関すること (2)災害時における人員等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
	一般社団法人札幌消費者協会	(1)災害時における被災者の消費生活の支援について協力すること
	札幌市女性団体連絡協議会	(1)災害時における女性被災者の生活支援について協力すること
	札幌商工会議所	(1)災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること
	農業協同組合、森林組合	(1)共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること (2)被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること (3)保険金や共済金支払いの手続に関すること
	危険物関係施設の管理者	(1)災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
札幌圏 防災関係 機関連絡 会	【札幌圏】 札幌市、小樽市、 江別市、北広島市、 石狩市、当別町 (5市1町) 【関係機関】 陸上自衛隊北部 方面隊、第一管 区海上保安本部 北海道、北海道 警察本部	(1)札幌圏における大規模災害の発生に備えた防災関係機関相互の連絡調整に関すること (2)災害発生時における支援活動に関すること

第3 市民・企業等の役割

災害発生時には、市及び防災関係機関だけでは、災害時の救助・救急・消火活動、避難等の対応や二次災害の防止を行うのは不可能である。特に、大規模災害が発生した場合は、市民や企業が「自分の身は自分で守る」との考えを基本に行動するとともに、地域において、自主防災組織・町内会・その他地域団体が「自らの地域は自らの手で守る」との考えのもと協力して行動することが重要である。

1 市民の役割

「自分の身は自分で守る」ためには、まず、住宅の耐震化、家庭での備蓄など、事前の備えをすることにより災害時の被害をできるだけ少なくすることが大切である。また、災害発生時には、自主的な安全確保を図り、近隣との連携で互いに助け合うことが必要である。

2 企業の役割

企業においては、従業員や顧客・利用者等の安全確保や施設・設備等の耐震化など、災害による被害を最小限にするための対策とともに、地域社会の一員として、地域に貢献するための災害対策を行うことが求められる。

また、災害発生による事業活動の停止は、長期化した場合には従業員の解雇が発生するなど地域経済への影響が大きくなることが懸念されることから、速やかに事業の復旧、継続ができる体制が求められている。

3 自主防災組織・町内会・その他地域団体の役割

「自らの地域は自らの手で守る」という理念のもと、町内会や地域にあるNPO、ボランティア団体などが防災に向けた取組を進めることや、地域住民が自主防災組織を結成し、協力しながら災害対策に取り組むことは非常に重要である。特に、発災直後の行政や防災関係機関の活動がまだ末端まで行き渡らない時点では、倒壊家屋に閉じ込められた住民の救出活動など、大きな役割を担っている。

このような活動を円滑に行うためには、防犯、防火活動などの日ごろの地域活動を通じて、連携・協力体制を築くことが必要である。

第4 防災協働社会の構築に向けた支援

防災協働社会の構築のためには、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体及び行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力して防災活動を行うことが必要である。

札幌市は、北海道や防災関係機関と連携して、この連携・協力した活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な支援に努める。

【必要と考えられる支援(例)】

○防災関係機関の連携の促進

- ・災害時の課題解決のためには、専門組織や公的機関の連携が不可欠である。

○地域連携に対する支援の推進

- ・市民、企業、NPOや消費者団体等の地域の防災の担い手に対して、行政が率先して呼びかけを行うなど、連携を促すことが必要である。

○地域の防災拠点の活用促進

- ・地域の防災について様々な主体が意見交換できる場をつくる必要がある。

○防災に関する情報共有の推進

- ・地域における日ごろの防災活動に関する情報を、地域の防災の担い手が相互に共有するためには、行政が中心となって防災に関する情報の提供を行うことが有効である。

○行政区を越えた取組の推進

- ・区界や市界に隣接する地域では、災害の発生状況に応じて、区や市の枠組みを超えた連携の体制づくりが必要である。

○学校教育の一環として防災教育を強化

- ・学校における防災教育を持続的に行うための総合的な体制づくりが必要である。

○防災施策立案への市民参加の促進

- ・地域において取り組む防災施策の推進にあつては、市民の意見がくみ上げられる体制の整備が必要である。

○ボランティア活動支援のための連携体制の構築

- ・ボランティアの活動が効率的に行われるためには、被災者のニーズを的確に把握するとともに、自主防災組織等の地域の活動と連携する必要があることから、ボランティアセンターの設置や情報共有のための連携体制づくりが必要である。

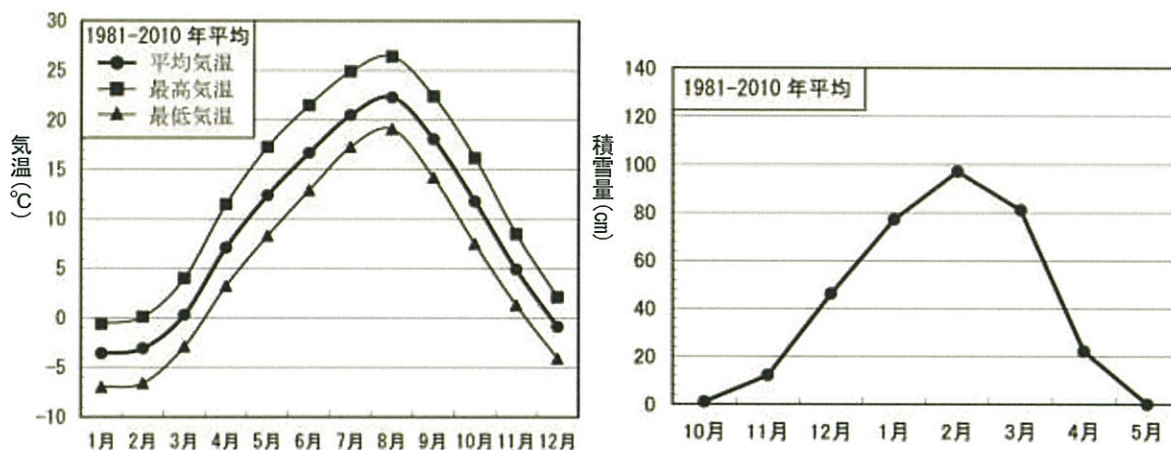
第4節 市域の災害環境

第1 自然環境

1 気象

札幌市の気象は、夏季はさわやかで冬季は積雪寒冷を特徴としており、鮮明な四季の移り変わりが見られ、12月から2月にかけての冬季は西高東低の気圧配置となり多量の降雪がある。最深積雪は約1m、1年間の降雪量は約6mになる。また、平均気温も12月から2月までは氷点下になる。

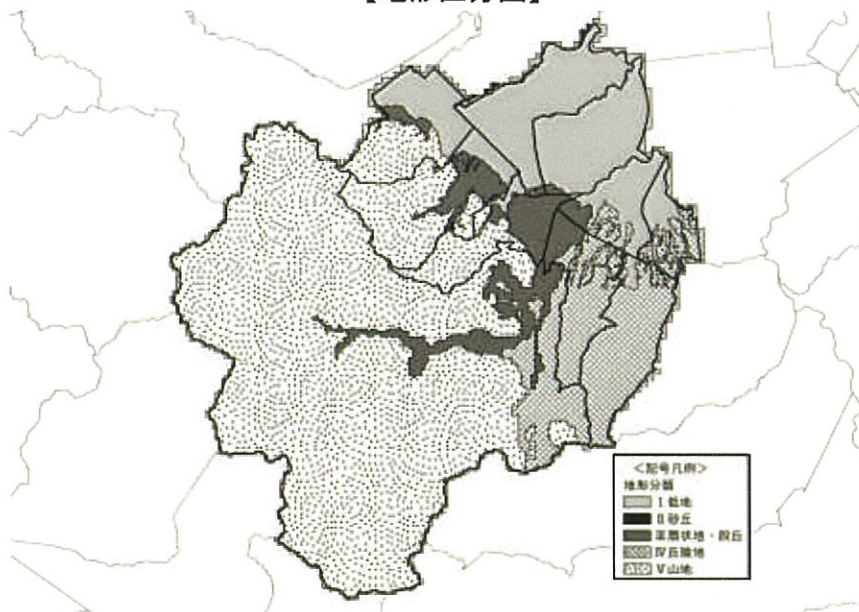
【気温・積雪量】



2 地形・地質

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、その地形は南西部山地、南東部台地・丘陵地、中央部扇状地、北部低地に区分される。

【地形区分図】



【地形・地質の概要】

地形区分	地形	地質・地盤	災害危険性
南西部山地	・市街地に近いところでは標高 300～500m、その背後では 1,000m 級の稜線が連なっている。 ・手稲山(1,024m)に代表される火山性の山地である。	・安山岩を主体とする火山岩や火山砕屑岩からなり、一部に頁岩、砂岩が分布する。 ・全体的に硬岩で緻密である。	・傾斜の急な斜面では、崩壊や落石・地すべり・雪崩・河道閉塞が発生しやすい。 ・溪流の出口では土石流の危険性がある。
南東部台地・丘陵地	・台地と緩やかな波状に起伏する丘陵地からなる。 ・標高は、北郷や厚別付近で 20～25m、月寒付近で 40～50m、滝野付近で 280m と南に次第に高くなる。 ・丘陵地は、月寒川や厚別川などによる開析が進んでいる。	・更新統の砂岩～泥岩層と支笏火山から噴出した火山噴出物(軽石流堆積物)からなる。	・丘陵地の谷部を埋土した人工地盤では、液状化の危険性がある。 ・台地の縁では崩壊等の危険性がある。 ・河川沿いで河道閉塞する可能性がある。
中央部扇状地	・豊平川と発寒川の形成する扇状地である。豊平川扇状地は真駒内付近を扇頂として北方に広がっている。扇頂で標高 100m、扇端部の北海道大学付近で 12～13m である。発寒川扇状地は平和・福井付近を扇頂として、J R 函館本線付近を扇端としている。標高は、扇頂部で約 120m、先端部で 10m である。上流部では数段の段丘に分かれている。	・河川によって上流から運搬された粗大な砂礫からなる。表層は厚さ 1～2m のローム層で覆われている。砂礫層の厚さは 50～60m にも及んでいる。	・上流の段丘崖では崩壊の危険性がある。 ・河川沿いで河道閉塞する可能性がある。
北部低地	・石狩平野の一部をなし、豊平川、発寒川、石狩川によって形成された低地である。 ・低地北西部の札幌市と石狩市の境界部には、紅葉山砂丘と呼ばれる古砂丘が分布する。	・ゆるい粘土、シルト、砂の互層からなる沖積層が厚く分布する。 ・対雁～福移、厚別～大谷地、手稲～琴似地域には、軟弱な泥炭が分布する。 ・沖積層の厚さは、平均 40m 程度で最大 60m に達する。	・軟弱地盤のため、地震の揺れが増幅しやすい。 ・表層付近にゆるい砂質地盤が分布し、地下水が浅い箇所では液状化現象が発生しやすい。

第2 社会条件

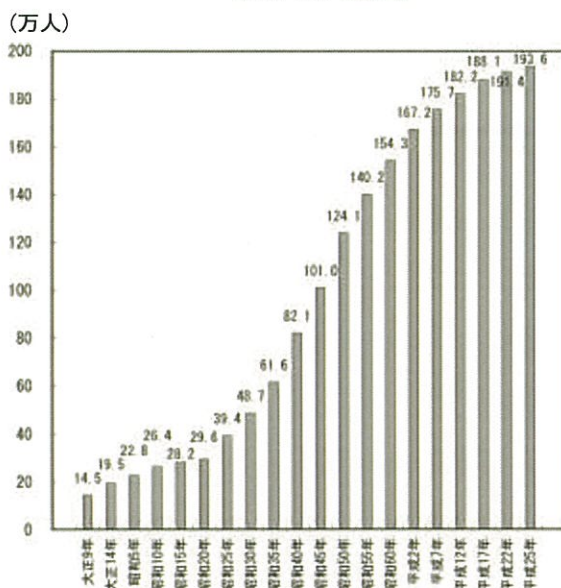
1 人口

札幌市は、明治2年の開拓使設置以来成長を続け、平成25年10月1日現在、人口約194万人(北海道の人口の約3分の1)を擁する全国5番目の大都市へと発展している。

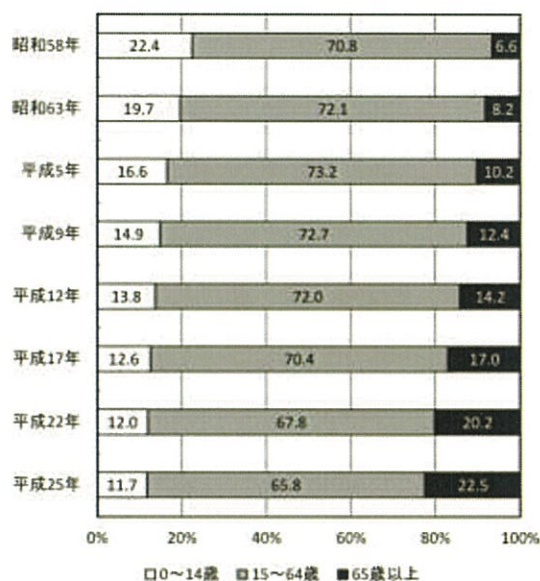
区別人口をみると、全ての区で10万人を上回る人口規模となっているが、中央区、北区、東区、白石区、豊平区、西区の6区では、20万人を超えている。人口構成では、高齢者の割合は平成25年10月1日現在22.5%であり、今後も高齢化率は上昇するものと見込まれている。

また、昼間は都心部に人口が集中し、夜間は周辺部の人口密度が高くなるドーナツ化現象がみられる。

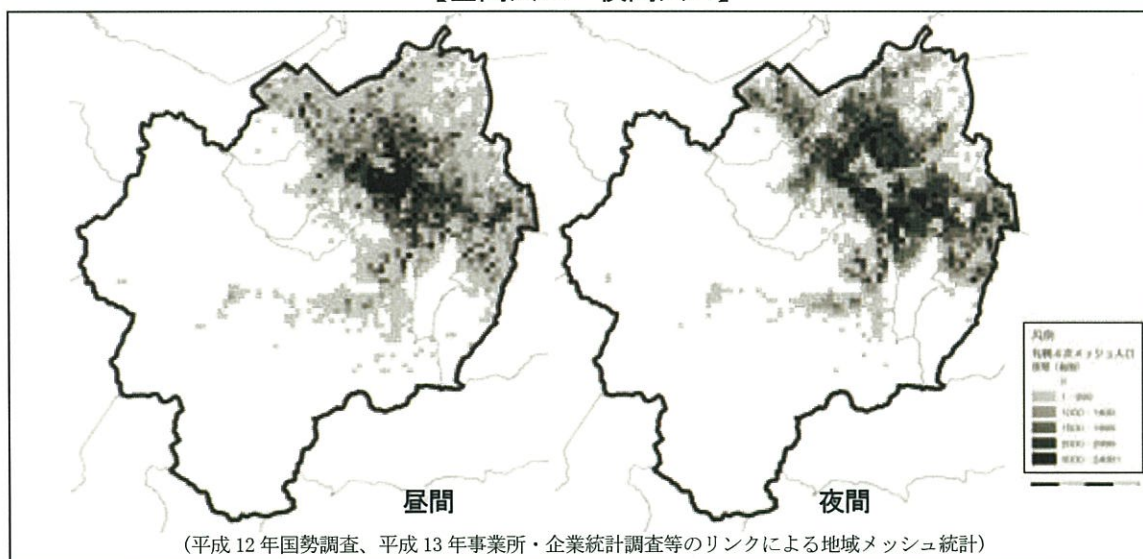
【人口の変化】



【年齢別人口構成の推移】



【昼間人口・夜間人口】



2 かけ地

札幌市内には、687箇所の急傾斜地崩危険箇所(平成18年7月時点)、4箇所の地すべり危険箇所(平成18年7月時点)、56箇所の雪崩危険箇所(平成8年時点)がある。

3 建物

札幌市内の建物は、建物総数は約457,000棟で、そのうちの約70%にあたる約317,000棟が木造建物である(平成19年1月時点)。札幌市は他自治体と比べると道路や公園などのオープンスペースが広い市街地を形成している。しかし、繁華街や古い住宅地では建物の密集地があり、地震時の建物倒壊、火災の延焼などの危険性を有している。また、繁華街や商店街では、地震時に落下しやすい付帯物が多くみられる。

4 道路

札幌市内の道路は、国道190.5km、道道237.6km、市道5,202.1kmで、総延長は5,630.2kmである(平成21年4月時点)。ほとんどの道路は幅員が広く、災害時の緊急輸送道路としての有効性は高いが、冬季の災害の場合、積雪による通行障害などの発生が懸念される。また、建物密集地には幅員の狭い道路もあり、避難・救助・消火活動などの支障となっている。

5 橋りょう

札幌市内の橋りょうは、鋼橋428橋、コンクリート橋953橋、石橋2橋、木橋3橋で、合計1,387橋である(平成21年4月時点)。

6 鉄道

札幌市内の鉄道は、函館本線、学園都市線、千歳線のJR3路線56.1km(平成20年時点)と札幌市営地下鉄3路線48.0km、市電1路線8.4kmである(平成21年4月時点)。

7 上水道

札幌市内の上水道は、浄水場5か所、配水池等70か所、配水管延長約5,800kmなどからなり、給水人口は約1,893,000人である(平成21年3月時点)。

8 下水道

札幌市内の下水管路の総延長は、約8,117kmで、下水道処理人口は、約1,892,000人である(平成21年3月時点)。また、水再生プラザ10か所、ポンプ場18か所、スラッジセンター2か所などの施設がある。

9 電力

札幌市内の電柱は、約210,000本あり、電線は、架空配電線の延長が約31,900km、地中配電線の延長が約700kmである(平成21年3月時点)。

10 ガス

市内の都市ガス需要家数は、約424,000戸である(平成21年3月時点)。また、市内のLPガスの消費者戸数は、約445,000戸である(平成21年9月時点)。

11 ごみ排出量

札幌市内において、平時に排出される家庭ごみ(燃やせるごみ)は、年間約35.5万トン、粗大ごみ(家庭ごみ以外)は、年間約11.2万トンである(平成20年度)。

第3 災害履歴

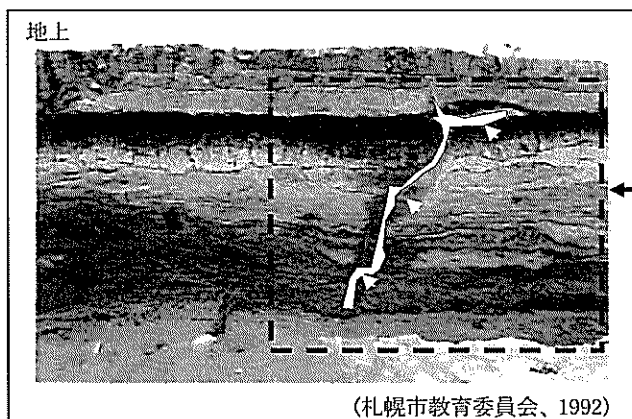
過去に札幌市内で発生した自然災害は、ほとんどが融雪時の出水や台風・暴風雨による風水害である。札幌市内で被害のあった地震としては、「十勝沖地震」(1952年、1968年、2003年)、浦河沖地震(1982年)が知られているが、市民生活全体に壊滅的な被害を与えた災害は発生していない。明治期以前の記録に残る地震としては、1834年の「石狩地震」がある。

また、有史以前に発生した地震の証拠として、遺跡発掘現場等から液状化現象の跡が多数発見されている。液状化が形成された年代を整理した結果、市域で液状化をもたらした強い揺れが、過去数千年の間に石狩地震を含み4回発生したことが明らかとなった。過去の地震や既知の活断層(石狩低地東縁断層帯など)によりもたらされるであろう、市域における揺れの強さや発生間隔を検討すると、このような強い揺れを引き起した地震のなかに、未知の内陸直下型の地震が含まれることが示唆された。なお、風水害の災害履歴については、「風水害対策編」を参照のこと。

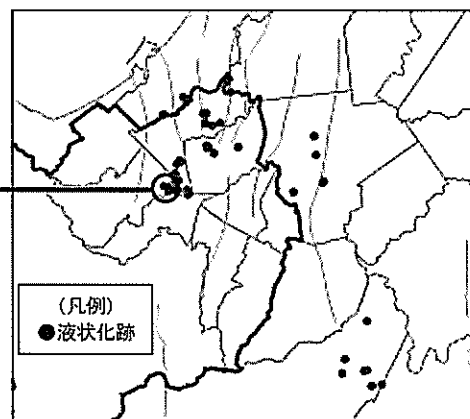
【札幌市に影響のあった地震】

地震名	年月日	市内震度	市内の主な被害
石狩地震	1834年2月9日	推定5以上	市内に液状化現象あり
十勝沖地震	1952年3月4日	震度4	建物一部破損1棟
十勝沖地震	1968年5月16日	震度4	負傷者5人、建物半壊11棟、一部損壊123棟
浦河沖地震	1982年3月21日	震度4	負傷者17人、建物全壊1棟、一部損壊22棟
十勝沖地震	2003年9月26日	震度4	負傷者8人、建物一部損壊64棟

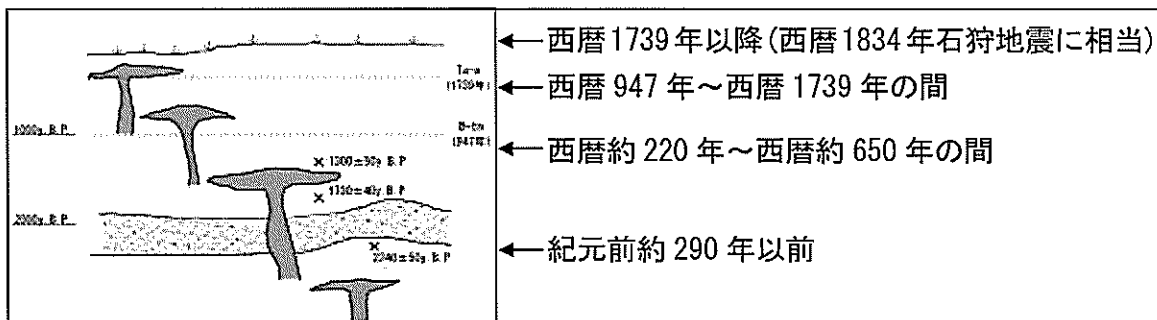
【遺跡中に見られる液状化跡の例】



【札幌市で確認された液状化跡の分布】



【液状化をもたらした地震の推定発生年】



札幌市地域防災計画

風水害対策編

札幌市防災会議

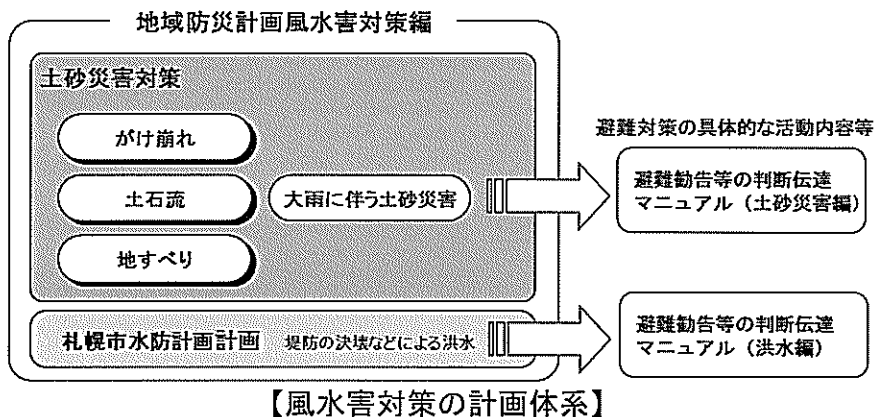
平成 26 年 3 月修正



風水害対策は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の規定により策定された「札幌市水防計画」（札幌市防災会議）に基づいて水防活動を実施するものである。

風水害対策は、突発的に発生し甚大な被害をもたらす地震災害と異なり、時々刻々と変化する状況にあわせた警戒活動や応急対策活動が可能である。

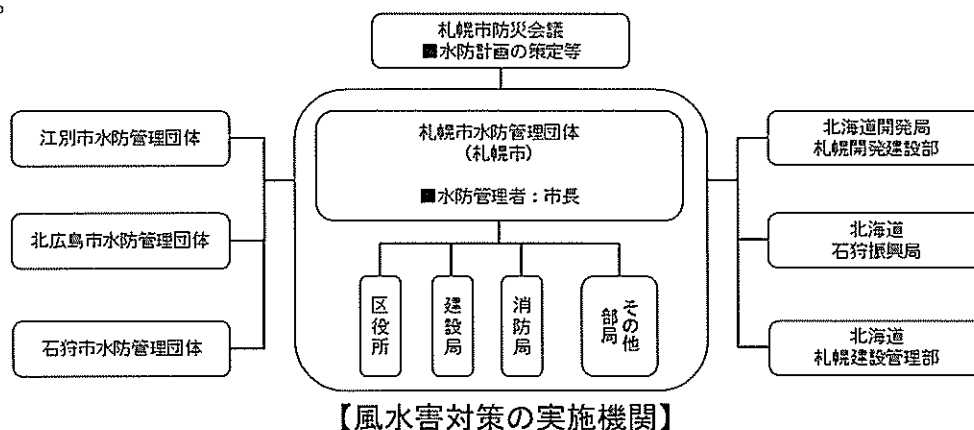
「風水害対策編」では、水防計画に定められた活動の概要を示すものとし、各対策については最大の災害を想定した「地震災害対策編」に定められた方針を準用して、状況の推移に応じた措置を取るものとする。



第 1 風水害対策の実施機関

札幌市の風水害対策は、「札幌市水防計画」（札幌市防災会議）に基づき札幌市水防管理団体が重要河川の洪水その他の水災を警戒・防御・被害の軽減を図ることとなっている。

札幌市及び周辺地域の風水害対策の実施機関及び連携は次のようになっている。



第 2 風水害の危険性

1 風水害の特徴と履歴

札幌市における大規模な風水害は、1981 年（昭和 56 年）8 月 23 日の台風 15 号による豊平川下流での水害や 2004 年（平成 16 年）9 月 8 日の台風 18 号による風害などがある。また、集中豪雨、台風、局地的大雨などによる道路冠水等の内水氾濫や、強風による家屋損壊等の被害も、断続的に発生している。

風水害の発生の特徴は次のとおりである。

春季：3月の融雪期には山間部の急崖で雪崩が発生するほか、4月中旬から5月上旬にかけて春先に連続する高温と降雨などによって融雪が促進され、いわゆる「融雪災害（出水）」が発生する。この時期には低気圧の接近により暖かい南風が吹き込んで気温が上昇し、融雪水が一举に排水溝や小河川に流れて浸水することもある。

夏季：本州のような梅雨前線による降雨はみられないが、津軽海峡付近まで北上する前線上を低気圧が通過するときに集中豪雨が発生する。

秋季：台風の時期であるが、北海道に接近する頃はかなり勢力が弱まっているが、まれに勢力を失わないこともあり、大雨によって家屋の浸水や田畑の冠水が発生する。

冬季：冬季には低気圧により短時間に多くの降雪があり、交通障害等が発生する。風水害は発生することはまれである。

【主な風水害による被害】

発生年月日	原因	主な被害等
1973. 8. 17	集中豪雨	家屋半壊 3
1974. 4. 21	暴風雨	家屋半壊 192、瞬間風速 31m/s
1975. 8. 24	台風	家屋全壊 1
1979. 10. 4	集中豪雨	一部損壊 1、床上浸水 213、床下浸水 602
1979. 10. 19	台風	一部損壊 23、床上浸水 52、床下浸水 401
1981. 8. 4	集中豪雨	全壊 1、半壊 1、床上浸水 671、床下浸水 5692
1981. 8. 23	台風	死者 1、負傷者 1、全壊 4、半壊 7、一部損壊 7、床上浸水 1271、床下浸水 8921
2004. 9. 8 台風第 18 号	台風	死亡 4、重傷 4、軽傷 88 人、家屋半壊 12、家屋一部破壊 748、街路樹外 18,632

【参考資料】

- 災害の記録
- 災害危険区域

2 風水害の想定

(1) 大雨をもたらす気象じょう乱モデルと雨量

本市に多大な被害をもたらした昭和 56 年 8 月の 2 降雨例の解析結果から、本市に大雨をもたらすのは、台風と前線が複合する場合であり、この気象じょう乱モデルとこれに伴う雨量を想定して示すと次表のとおりである。

	台風経路	前線	台風位置の範囲・雨量
モデル A	札幌の東側 (図 1-a)	寒冷前線 本道を横断・停滞	1. 強い雨をもたらす台風の位置の範囲 ①東西 モデル A・B の台風経路の範囲内 ②南北 札幌市の南方 1,000～600km の範囲内
モデル B	札幌の西側 (図 1-b)	温暖前線 本州を北上	2. 総雨量 台風による雨量 (180～200mm) + 前線による雨量

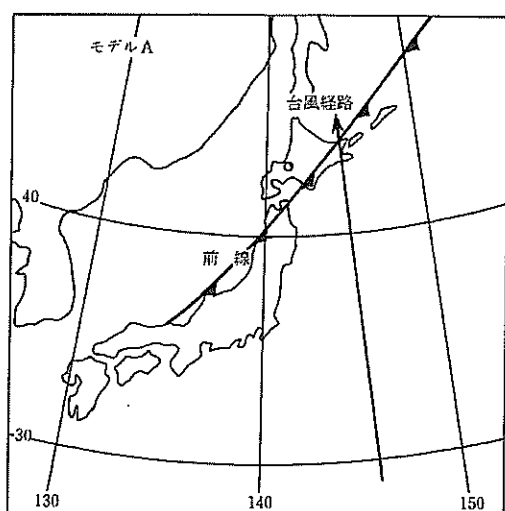


図1ーa 地上気象じょう乱モデル：A

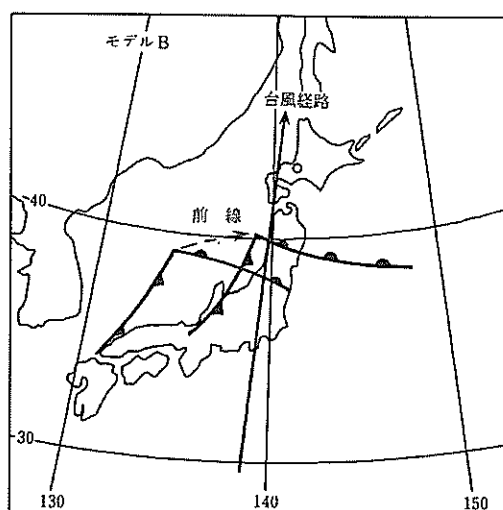


図1ーb 地上気象じょう乱モデル：B

(2) 強風をもたらす気象じょう乱モデルと最大風速

本市に強風による被害をもたらした台風の解析結果から、強風をもたらすモデル台風を設定し、これによる最大風速を想定して示すと次表のとおりである。なお、モデル台風のコースは、図2に示す。

モデル台風	コース	最大風速
○中心気圧 960hPa ○台風のコース 4コース (図2) ○進行速度 60km/時 ○台風の中心 位置 1・2・4 コース 北緯44度 3コース	1. 進行方向は北、本道の西海岸を通過	① 強風は、台風が本道の西海上を北上するとき出現し、平均的な札幌付近の最大風速は、18～20m/s、風向は南南東である。 ② この場合、市内で最も強いとみられる丘珠付近の最大風速は、南南東 34～38m/s と推定される。 ③ 最大風速出現時の位置は、北緯 42～44 度と推定される。
	2. 進行方向は北北東、本道の西海上を通過	
	3. 進行方向は北北東、本道南岸を経て道東地方を通過	台風が本道の南岸を通過する場合、平均的な最大風速は 13～15m/s、風向は、西あるいは北西になる。その時の台風の位置は網走付近である。
	4. 進行方向は北東、本道の南岸を経て道東地方を通過	

(注) 上記モデル台風4コースのいずれの場合においても、市内各地の風速分布は、丘珠付近が最も強い。

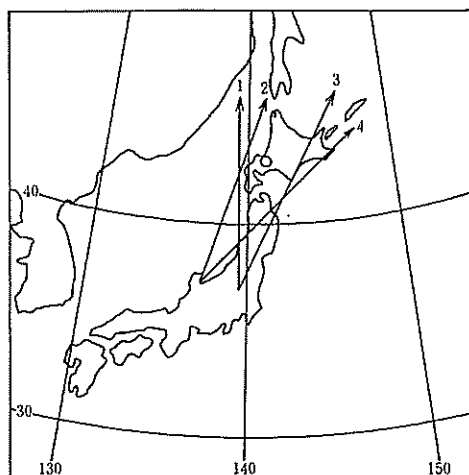


図2. モデル台風のコース

第3 風水害の予防対策

札幌市では、市内の河川等のうち、水防上重要な区域を重要水防区域として指定している。また、水位観測所、雨量観測所等を設置し常時監視を行うとともに、洪水等に備えて水防倉庫や資機材の整備を実施している。

さらに、札幌市をはじめ、各河川を管理する機関は、河川改修などの水害防止対策や情報通信システムの整備などを行い、河川の監視、洪水はん濫の防御を強化している。

なお、直接風水害を予防する計画以外は、「地震対策編」を参照のこと。

【参考資料】

○重要水防区域（資料編）

○水防倉庫及び資機材備蓄状況一覧（資料編）

1 治水整備の推進	10～50 年に一度程度発生する規模の降雨に対して、河川の拡幅等による流下能力向上を進めるとともに、雨水の貯留浸透施設整備などにより河川への雨水の流出を抑制するなどの治水整備を推進する。
2 河川情報システムの充実	河川の水位や流域の雨量観測データを正確に把握し、的確な水防活動ができるように、観測局、中継局、監視局などを設置し、システムを開発してきた。さらに北海道開発局、札幌建設管理部等とのシステムとの連携を図って情報連絡体制を強化する。
3 水防訓練の実施	水防管理団体（札幌市）では、関係機関と連携して、水防工法の技能や情報の伝達等に関する水防訓練を毎年実施している。

第4 風水害応急活動

風水害が想定される際は、気象注意報・警報の発令や状況の推移に応じて、配備体制をとる。

風水害時の応急対策は、最大規模の災害に基づいた「地震対策編」を準用し、災害の危険性や規模に応じて必要な活動を実施する。この項では、風水害時の応急活動の概要のみを記載する。

1 水防活動体制

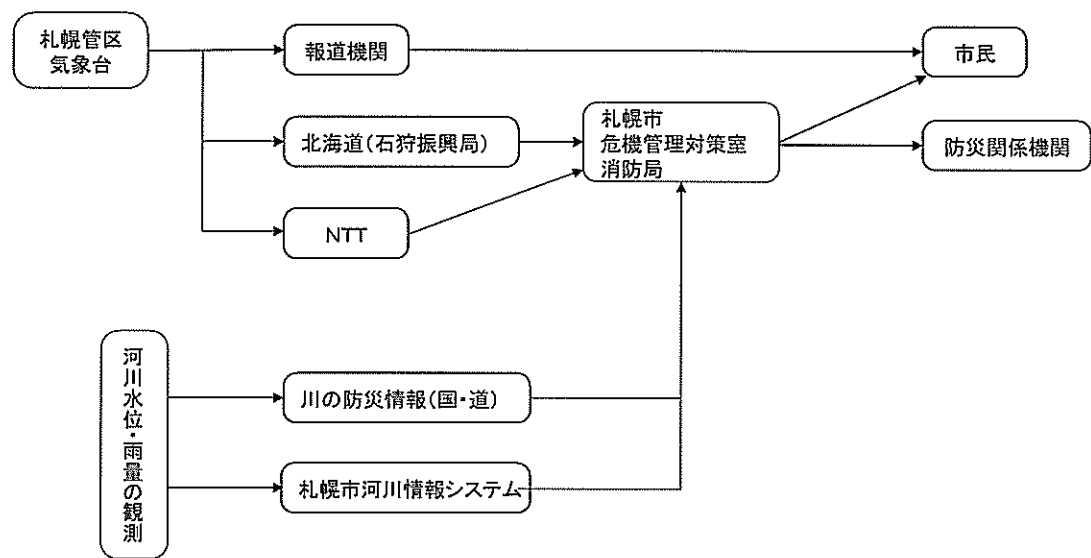
札幌市は、注意報・警報等の気象情報や雨量・河川水位データなどから必要なときは、警戒配備を行う。さらに、浸水などの被害が発生した場合には、災害対策本部を設置し必要な応急活動を実施する。

【札幌市の配備体制】

配備の種類	配 備 基 準	配備職員	活 動 内 容
警戒配備	(1) 札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合 (2) 札幌市に大雨又は強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき (3) 上記のほか、災害により被害が発生し、又は発生するおそれのある場合	危機管理対策室 市長政策室 総務局 保健福祉局 子ども未来局 経済局 建設局 都市局 交通局 消防局 区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地の警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤災害対策本部の設置準備
第一非常配備	(1) 札幌市に暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水に関する気象警報等が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	概ね職員の1/3	①災害対策本部の設置 ②災害応急対策
第二非常配備	(1) 複数の区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 札幌市に気象特別警報（暴風、暴風雪、大雨又は大雪）が発表された場合	概ね職員の2/3	
第三非常配備	(1) 本市域の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	全職員	

2 情報通信体制

札幌管区気象台の発表する気象情報、市内に設置された雨量の観測データ、水位等の河川情報、市民からの災害情報は次のような通信系統によって伝達される。



【通信連絡体制】

また、堤防決壊やダム決壊通報があった場合は、速やかに関係機関や市民等に伝達する。

【水防信号】

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 ○ 休 ○ 休	気象台から洪水警報を受けたときまたは警戒水位になったとき
出動第1信号	○－○－○ ○－○－○	5秒 6秒 5秒 6秒 ○ 休 ○ 休	消防機関の全員出動信号
出動第2信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○－○	10秒 5秒 10秒 5秒 ○ 休 ○ 休	本市の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 (避難立退き)	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○ 休 ○ 休	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退の事を知らせる信号

【参考資料】
○気象注意報・警報の発表基準（資料編）

3 警戒・監視

札幌市が警戒配備を実施した際に動員命令を受けた消防団員は、水防区域の監視及び警戒を行い、堤防や河川施設等の監視を行う。異常現象が発生したときは、速やかに本部に連絡し、必要な措置をとる。

4 避難活動

①警戒区域の設定

水防管理者（市長）または消防職員等は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防活動従事者以外の者に対して、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。

②避難の立ち退き・指示

水防管理者（市長）は、雨量、河川の水位データ等の河川情報や巡視により、浸水のおそれがある区域に避難のための立ち退きまたは指示を発令する。また、土石流、がけ崩れ等土砂災害の危険地区においても、降雨の状況や巡視によって危険があると判断されたときは避難のための立ち退きまたは指示を発令する。

③避難場所の開設

避難勧告・指示を発令したときは、または市民が自主的な避難を開始したときは、最寄りの避難場所を開設し、避難者を収容する。避難が夜間及び1日以上に及んだ場合は、必要に応じて食料・毛布等の供給を行う。

④避難場所生活

浸水または土砂災害等によって住家を失った場合は、仮設住宅入居まで避難場所生活に必要な食料・生活必需品を供給、健康管理、災害時要援護者への配慮などを行う。

5 保健衛生対策

感染症及び食中毒の発生を防ぐために、浸水地区に、消毒薬剤の配付や消毒を行うとともに、避難者に適切な衛生指導を行う。

6 被災者への支援

住家を失った被災者に対しては、早急な生活再建ができるように次のような応急対策を実施する。なお、詳細については「地震対策編」を準用するものとする。

- ①住家の応急修理、仮設住宅の建設・入居
- ②救援物資の支給
- ③災害義援金の配分
- ④災害見舞金・災害弔慰金などの支給
- ⑤各種融資措置 等

7 災害復旧

風水害によって被災した道路、橋りょう等公共施設については、可能なかぎり応急措置を行い、迅速に災害復旧を行う。